

会津都市計画地区計画の変更（会津若松市決定）

都市計画五月町地区計画を次のように変更する。

名 称		五月町地区計画			
位 置		会津若松市五月町の全部の区域 会津若松市西七日町及び八日町の各一部の区域 会津若松市神指町大字黒川字橋本の一部の区域			
面 積		約 9.8 ha			
区域の整備・開発全般に亘する方針	地区計画の目標		本地区は、会津若松市の中心部より西約1.5kmに位置し、地区内を東西に都市計画道路高瀬東山線、南北に都市計画道路達磨飯寺線が走り、地区西側を一級河川旧湯川が流れる住宅地と農地の地区である。 この地区は区画整理事業が実施されており、地区的適正なる土地利用を図るため地区計画を策定し、良好な住宅地及び幹線道路沿いに沿道利用型の立地を促進し、快適で健全な住環境の整備を図ることを目標とする。		
	土地利用の方針		周辺地域の土地利用に対し良好な環境を維持しながら、住宅地及び幹線道路沿いに沿道利用のための土地利用を推進する。		
	地区施設の整備の方針		地区施設として区画道路（9m、7m、6m）、公園を適正に配置整備し、住宅地及び沿道利用型の良好な環境が形成されるよう規制誘導する。		
	建築物の整備の方針		専用住宅地区 専用住宅地として、良好な住環境の形成を図る。 住宅地区 住宅の利便性を考慮し、住宅のほか店舗・事務所等の立地のできる地区とし、全体の調和のとれた居住環境の形成を図る。 幹線沿道地区 隣接する住宅街区の住環境を著しく阻害するような施設を除くものとする。		
地	地区施設の配置及び規模		区画道路 W=9m L=約 470m W=7m L=約 90m W=6m L=約 870m 公 園 (2箇所) A=約 0.3ha		
区域の整備・開発全般に亘する事項	地区の区分	区分の名称	専用住宅地区	住宅地区	幹線沿道地区
		区分の面積	約 2.3 ha	約 3.6 ha	約 3.9 ha
	建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 自動車教習所、畜舎 2. 大学、高等専門学校、専修学校、各種学校 3. 病院 4. 当該用途に供する部分が3階以上又は、1,500 m ² 以上の物品販売業を営む店舗（百貨店を含む）、飲食店 5. 当該用途に供する部分が3階以上又は、1,500 m ² 以上の上記以外の店舗、事務所 6. ホテル、旅館 7. ボーリング場、スケート場又は水泳場 8. 火薬類、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理する施設		
	建築物の形態・意匠		1. 地域にふさわしい落ち着いた雰囲気を感じさせる形態・意匠とし、周辺環境との調和に配慮する。 2. けばけばしい色彩とせず落ち着いた色彩を基調とし、周辺環境との調和を図る。		
	備 考				

「区域は計画図表示のとおり」